公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第４９号
北海道登別市登別東町４丁目38番地８、前住所北海道登別市登別東町４丁目38番地５
債務者　榎　　広子
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成３０年（フ）第９６号
山梨県笛吹市春日居町熊野堂472番地
債務者　若杉　　聖
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１００号
山梨県山梨市小原西542番地　鶴田貸家８号、前住所山梨県山梨市小原西542番地　鶴田貸家６号
債務者　田口　彩加
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第９８号
奈良県天理市田町139番地１　ジェルメ206号室
債務者　勝又　裕二（旧姓坂田）
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１０５号
奈良県生駒市西旭ヶ丘８番７号
債務者　辻　　隆志
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第５９号
香川県東かがわ市横内３番地
債務者　島津　照義
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第４２号
山口県宇部市大字東須恵2861番地３　フォレスト21　108号
債務者　前原　幸一
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成３０年（フ）第９０１号
大阪市都島区内代町１丁目４番17―306号
債務者　大坂　正文
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０３１号
大阪市西淀川区出来島１丁目３番２―408号
債務者　松浦　恭平
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０４２号
大阪市平野区加美東５丁目８番１号
債務者　ふじわらこと　藤原　靖久
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３９０号
大阪府豊中市岡上の町２丁目５番９―202号
債務者　池田　明代
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４５４号
大阪府豊中市利倉西２丁目５番24―306号
債務者　勝山　末子
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５２８号
大阪府吹田市昭和町23番４―207号
債務者　渕上　恵里（旧姓小央）
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５８８号
大阪市住吉区長居東２丁目１番21―103号
債務者　津田　順子
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５９８号
大阪市東淀川区相川３―11―24―404　北さくら園、住民票上の住所大阪府八尾市佐堂町１丁目７番４―203号
債務者　明石那津子（旧姓土屋）
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６３９号
大阪府八尾市志紀町南３丁目32番地の１　八尾志紀スカイハイツ703号
債務者　樫本　裕子
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部